

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>新見市は、不採算地域として将来にわたって民間事業者による情報通信基盤整備が望めなかったことから、国の支援を得てFTTH事業を実施し、IRU契約による公設民営方式により運用を行っています。現在、行政告知放送などの公的サービスが全世帯で利用可能となっており、安心・安全な市民生活の確保や地域の活性化に欠くことができないものとなっています。▼ こうした経験から、今や、情報インフラの整備及び利用は、国民が等しく便益を享受すべきナショナルミニマムの一つとして位置づけるべきものと考えます。このため、ユニバーサルサービスとして、郵便事業や電力事業のように法律により供給義務を課した上で、短期間の公的支援のもと民間事業者主導により未整備エリアの基盤整備を早急に必要なと考える。▼ さらに、全国的に基盤整備がなされる中で、本市のような公設民営方式による基盤も民間事業者へ吸収していただき、一体的に維持管理運営をされることを望みます。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>新見市において光整備率が100%にも関わらず、ブロードバンド(インターネット)の利用率が30%強である原因としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①光サービスの料金の高止まり ②アプリケーション・サービスの不足 ③住民の情報リテラシーの不足 <p>の3点が、主な理由であると考えます。</p> <p>①については、ユニバーサルサービスとしての位置づけのもと必要な基盤等の開放等NTTの独占状態にある市場に競争原理を導入して料金競争を活性化させ、より低廉な料金で利用できることを望みます。</p> <p>②については、教育、医療・福祉、行政等住民生活に密着した分野において、障害となる各種規制やルールの見直しを積極的に行い、住民にとって必須ツールのものとなる利便性の高いアプリケーションの開発・導入を国が先導して行うことが必要と考えます。また、こうした公共性の高いサービスは、有料のブロードバンド契約がなくても全ての世帯において利用できるような環境整備がなされることが望ましいと考えます。</p> <p>③については、国・県・市区町村が役割分担を行い、各年齢層に対応したIT学習や活用支援、講習等を実施するとともに、高齢者や障害者も簡単に利用できるような情報通信端末(デジタルテレビでのインターネット機能を含む)の開発・普及を国が主導して行っていただきたいと考えます。</p> <p>なお、光の道構想では超高速ブロードバンドに焦点を置いています</p>

	<p>が、超高速な基盤整備を構築していく中であっても、普及段階においては、もう少し低速な環境下でも低額で気軽に利用できるサービスを提供することによりその利便性や有益性に気づき、国民全体の利用率や情報リテラシーの向上に結びつくものと考えます。</p>
--	--